

諮問実施機関：和歌山県公安委員会

諮問 日：令和3年8月5日（諮問（情）第4号）

答申 日：令和4年2月3日（答申（情）第8号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、令和3年5月17日付け務第374号により行った公文書部分開示決定において非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、実施機関に対し、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年3月26日付けで別紙(1)のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、令和3年4月12日付け務第279号で公文書開示決定等期限延長通知を行い、また、同年5月17日付け務第374号で別紙(2)のとおり公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、令和3年6月4日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、和歌山県公安委員会に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件非開示部分のうち、発言者を特定できる情報及び捜査活動等に具体的な支障が生じる情報を除いた部分について開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書等により、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 警察署等の再編は県民の重大な利害に関する問題であり、そのことが話し合われた会議の議事録をほとんど黒塗りで開示するという発想が根本的におかしいと言わざるを得ない。
- (2) 実施機関は、本件非開示部分を公開すると率直な意見交換に支障を生じさせるおそれがあるとするが、発言者を特定できるような情報を非開示とすれば個々の発言者に対する批判が行われるおそれはないはずである。
- (3) 捜査活動に係る部分を含め、会議においては外部にみだりに明かすことができない情報を話すこともあると思われるが、そういった情報についても捜査活動等に具体的な支障が生じる部分に限って非開示とすれば問題ないはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、公文書部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述において主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件非開示部分のうち、議事録の作成者の氏名及び印影は条例第7条第2号の個人に関する情報に該当し、その他の部分については全体が同条第6号の審議検討情報に該当し、一部が同条第5号の公共安全情報に該当する。
- (2) 本件非開示部分のうち条例第7条第6号に該当する部分については、今後の警察本部の組織再編、警察署の再編・統合及び管轄区域の見直し並びに若手人材育成の方向性（以下「警察署再編等」という。）に関する未成熟な段階での協議、検討に係る情報及びそれに対する出席者の意見が全体を通して記載されており、開示により、一部の県民において、既に県警が警察署再編等について一定の方針を確定させているかのような誤解を招くおそれがあり、そのことが県民等に不要な混乱を生じさせるほか、開示された内容に不満を持つ者が個々の出席者に対して批判を行うおそれがあるので非開示情報とした。
- (3) 本件非開示部分のうち条例第7条第5号に該当する部分は、出席者が治安維持の現況、特定の警察署等における留置業務、捜査活動及び警備活動に係る体制について発言した部分であり、公にすると犯罪を企てる者が当該情報を犯罪のために利用するおそれがあると評価すべき情報が記載されており、また、出席者が個人の意見として述べた警察署再編等に係る部分が記載されており、一部の住民において県警が組織再編についてこのような考えを持っていると捉えられる可能性

があり、当該内容が公にされると県民等に不要な混乱を生じさせ、警察活動への協力が得られにくくなるおそれがあるため、公共の安全に支障が生じるおそれがあるため非開示情報とした。

- (4) 審査請求人は、発言者の氏名その他の発言者を特定できるような情報を非開示とすれば個々の発言者に対して批判が行われるおそれはないと主張するが、発言者を含めた会議の出席者について既に職氏名が開示されており、個々の発言に係る発言者を非公開としても、議論を主導する立場にあると認識された者をはじめとする全ての出席者が批判の対象になるおそれがあるというべきである。
- (5) 本件非開示部分のうち、令和3年3月25日付けパブリックコメントで公表されている情報と同内容の情報については、今となっては開示してもよかったようにも思われるが、令和3年6月定例会において警察署等の再編に係る補正予算案の審議が控えており、補正予算が成立しなかった場合にはパブリックコメントの削除を考えていたため、本件処分の時点においてはその点でも未成熟な情報であったため非開示としている。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしており、当審議会はこの原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙(1)のとおりであり、警察署等の再編についての会議の議事録を求めるものである。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

議事録作成者の氏名及び印影については、警部補(同相当職を含む。)以下の警察職員の氏名及び印影が記録されているところ、これらの情報は特定の個人を識別することができる情報であり、非開示とするのが相当である。

(2) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報としている。

これらの情報は、その性質上、開示及び非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的又は技術的判断を要するといった特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものかどうか否かという観点から審理及び判断を行った。

実施機関は、条例第7条第5号に該当すると主張する本件非開示部分については、出席者が治安維持の現況、特定の警察署等における留置業務、捜査活動及び警備活動に係る体制について発言している部分について、公にすると犯罪を企てる者が当該情報を犯罪のために利用するおそれのある情報であるとするほか、出席者が個人の意見としての警察署再編等を述べた部分について、一部の住民に県警が警察署再編等についてこのような考えを持っていると捉えられる可能性があり、県民等に不要な混乱を生じさせ、警察活動への協力が得られにくくなるおそれがあり、そのことが公共安全に支障を生じさせるおそれがあると主張を行っている。

しかし、同号にいう「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は操作、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味するとされており、県民等の警察署再編に関する混乱や、警察活動への協力という抽象的な事象までを含むものではなく、また、同号の「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」であることの該当性についても、このような事象が生じる可能性について具体的な説明がなく、「相当な理由がある」とは認められない。

したがって、実施機関が条例第7条第5号に該当すると主張する本件非開示部分について、このことを理由として非開示とすることは認められない。

(3) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とする。

意思形成過程に係る情報の中には、行政内部で十分、検討・協議がなされて

いない情報や精度の点検がなされていない情報などが含まれている場合があり、それらの情報をそのまま公開すると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、行政内部の率直な意見交換を妨げ、会議等における意思決定の中立性を損なう場合があり、また、県民に無用の誤解を与えて混乱を生じさせるなど県民生活に支障を及ぼし、特定の者に合理的な理由なく利益を与え、不利益を及ぼす場合もありうる。このような事態を防止するため、意思形成過程に係る情報を公開することの公益性を考慮してもなお、意思形成等に及ぼす支障が看過しえない程度のものである場合には、これを公開しないことができるとするのが条例第7号第6号の趣旨であり、「不当」であるかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量してなされるべきである。

以上を前提に、実施機関が条例第7条第6号に該当すると主張する記載について検討すると、確かに当該記載は全体として今後の警察署の再編等に関する未成熟な段階における協議、検討に係る情報及びそれに対する出席者の意見が記載されており、これらが開示されると、一部の県民において今後の警察署再編等について県警において一定の方針が既に確定しているかのような誤解を招き、また、意見聴取における実施機関の発言その他の事情から考慮しても、県民等に無用の混乱が生じるおそれがあると懸念することは不合理ではないというべきである。

しかし、本件非開示部分には、令和3年3月25日付けパブリックコメントで公表されていた情報のように、本件開示請求時点で公知となっていた情報と同内容の情報が多数含まれており、また、和歌山県警察本部が警察署再編等に係る会議をするに当たって一般的に検討されるような情報が多数含まれているところ、そのような記載については本件開示請求に基づき開示されたとしても、県民等に無用の混乱を生じさせるおそれがある、又は議論を主導する立場にあると認識された者を含む各出席者に対して批判が及ぶおそれがあるとまでは考えられないというべきであり、条例第7条第6号には該当しないというべきである。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和3年8月5日	○諮問（実施機関）
令和3年9月8日	○審議
令和3年10月12日	○審議
令和3年11月1日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和3年11月26日	○審議
令和3年11月26日	○審議
令和4年1月14日	○審議
令和4年1月25日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

上岡美穂、小川高志、片山直子、河合佑香

別表

- ※ 行数：上からの数、表題・項目名・フッターを含み、空白行は除く。
 字数：句読点、空白及び記号を含む。() 及び「」はそれぞれ1文字とする。

公文書名	審議会が開示すべきと判断した部分		
	頁	行	文字数又は事項
令和元年9月12日付け警察運営イノベーション推進室プロジェクトチーム「組織基盤強化対策部会」の開催結果について	2	18行目	全部
		19行目	1文字目から9文字目まで
	3	1行目	全部
		2行目	丸かっこ及び中点
		6行目	1文字目から23文字目まで 31文字目から全部
		7行目及び 9行目	全部
		10行目	丸かっこ及び中点
		13行目	全部
		14行目	1文字目から22文字目まで
		20行目	丸かっこ及び中点
		21行目から 24行目まで	全部
		27行目	丸かっこ及び中点
		28行目及び 29行目	全部
		32行目	1文字目から11文字目まで 22文字目から全部
		33行目	1文字目及び2文字目
		35行目	丸かっこ及び中点
	4	1行目	25文字目から全部
		2行目及び 3行目	全部
		15行目	丸かっこ及び中点
		21行目	1文字目から16文字目まで 29文字目から全部
		22行目	1文字目から20文字目まで
		27行目	丸かっこ及び中点

		28 行目	全部
		31 行目	1 文字目から 20 文字目まで
		34 行目	10 文字目から全部
		35 行目	1 文字目から 11 文字目まで
	5	2 行目	丸かっこ及び中点
		7 行目	丸かっこ及び中点
		11 行目	丸かっこ及び中点
		22 行目	全部
		23 行目	1 文字目から 3 文字目まで
		25 行目	全部
		26 行目	1 文字目から 15 文字目まで
		28 行目	丸かっこ及び中点
		29 行目	全部
		33 行目	全部
	6	5 行目及び 6 行目	全部
		7 行目	1 文字目から 27 文字目まで
		9 行目	丸かっこ及び中点
		10 行目及び 11 行目	全部
		12 行目	1 文字目から 19 文字目まで
		16 行目	全部
		17 行目	1 文字目から 32 文字目まで
		22 行目	丸かっこ及び中点
		35 行目	丸かっこ及び中点
		36 行目及び 37 行目	全部
	7	1 行目及び 2 行目	全部
		12 行目	1 文字目から 28 文字目まで
		22 行目	丸かっこ及び中点
		25 行目	32 文字目から全部
		26 行目	全部
		27 行目	1 文字目から 7 文字目まで
		34 行目	全部

	8	36 行目	丸かっこ及び中点
		5 行目	全部
		10 行目	全部
		12 行目	全部
		16 行目	10 文字目から全部
		17 行目	全部
		18 行目	1 文字目から 10 文字目まで
令和元年 10 月 17 日付け警察運営イノベーション推進室プロジェクトチーム「組織基盤強化対策部会」の開催結果について	3	1 行目	全部
		2 行目	コロンから全部
		3 行目から 14 行目まで	全部
		15 行目	1 文字目から 3 文字目 (空白) まで
		16 行目	1 文字目から 3 文字目 (空白) まで
		17 行目	1 文字目から 3 文字目 (空白) まで
		18 行目から 30 行目まで	全部
		31 行目	1 文字目から 32 文字目まで
		32 行目	22 文字目から全部
		33 行目から 35 行目まで	全部
		36 行目	1 文字目及び 2 文字目 (空白)
		4	1 行目
	3 行目		1 文字目及び 2 文字目 (空白)
	5 行目から 8 行目まで		全部
	9 行目		1 文字目及び 2 文字目 (空白)
	5	1 行目	コロン
		4 行目	コロン
		5 行目	コロン
		7 行目	コロン
		13 行目	コロン
		14 行目	コロン
		15 行目	コロン
		16 行目	コロンから全部
		17 行目	全部

		18 行目	4 文字目から全部
		19 行目	コロンから全部
		20 行目から 23 行目まで	全部
		24 行目	コロンから 39 文字目まで
		28 行目	15 文字目から全部
		29 行目	コロンから 20 文字目まで
		31 行目	21 文字目から全部
		32 行目	コロンから全部
		33 行目	コロン、9 文字目から 18 文字目まで及び 21 文字目から全部
		34 行目	3 文字目、4 文字目及び 6 文字目から全部
		35 行目及び 36 行目	全部
		37 行目	コロン
		39 行目	コロン
	6	21 行目	1 文字目及び 2 文字目 (空白)
		22 行目	丸かっこ
		23 行目	1 文字目及び 2 文字目 (空白)
		24 行目	丸かっこ
		26 行目から 30 行目まで	表 1 列目の全部及び表 2 列目から 3 列目までの矢印
		39 行目	コロン
	7	2 行目	コロン
		3 行目	コロン
		4 行目	コロン
		5 行目	コロン
		6 行目	コロン
		7 行目	コロン
		8 行目	コロン
		9 行目	コロン
		10 行目	コロン
		11 行目	コロン
		13 行目	コロン
		16 行目	コロン

		18 行目	コロン
		26 行目	コロン
		28 行目	コロン
	8	7 行目	コロン
		8 行目	コロン
		9 行目	コロン
		10 行目	コロン
		12 行目	コロン
		14 行目	コロン
		16 行目	コロン
		17 行目	コロン
		20 行目	コロン
		21 行目	コロン
		25 行目	コロンから全部
		26 行目から 34 行目まで	全部
		35 行目	1 文字目から 9 文字目まで及び 12 文字目から全部
		36 行目	全部
	38 行目	全部	
	9	1 行目から 4 行目まで	全部
		12 行目	1 文字目から 19 文字目まで
		14 行目から 25 行目まで	全部
		34 行目から 40 行目まで	全部
	10	1 行目	全部
		25 行目	コロン
		26 行目	コロン
		27 行目	コロン
		28 行目	コロン
		29 行目	コロン
		30 行目	コロン
	33 行目	コロン	

		34 行目	コロン	
		36 行目	コロン	
		37 行目	コロン	
		39 行目	コロン	
	11	8 行目	全部	
		9 行目	コロンから全部	
		10 行目から 15 行目まで	全部	
		16 行目	コロン	
		19 行目	コロン	
		21 行目	コロン	
		22 行目	コロン	
		23 行目から 29 行目まで	全部	
		32 行目	コロン	
		33 行目	コロンから全部	
		34 行目から 39 行目まで	全部	
		12	8 行目から 11 行目まで	全部
			20 行目	コロン
	21 行目		コロン	
	24 行目		コロン	
	25 行目		コロン	
	32 行目		コロンから全部	
	33 行目		全部	
	34 行目		コロンから全部	
	35 行目及び 36 行目		全部	
	37 行目		コロン	
	38 行目		コロン	
	40 行目		全部	
13	1 行目	全部		
	4 行目	コロンから全部		
	5 行目から	全部		

令和元年12月18日付け警察運営イノベーション推進室プロジェクトチーム「組織基盤強化対策部会」の開催結果について		10行目まで		
		11行目	1文字目からコロンまで	
		22行目から 31行目まで	全部	
	2	1行目から 9行目まで	全部	
		10行目	コロン	
		18行目	コロン	
		20行目	コロン	
		21行目	コロン	
		24行目	コロン	
		26行目	コロン	
		28行目	コロン	
		30行目	コロン	
		31行目	コロン	
		32行目	コロン	
		33行目	コロン	
		35行目	コロンから9文字目まで及び15文字目から全部	
		36行目から 39行目まで	全部	
		3	1行目	コロン
			3行目	コロン
			5行目	コロン
7行目	コロンから全部			
8行目	全部			
9行目	コロン			
10行目	コロンから全部			
13行目	コロン			
15行目	コロン			
17行目	コロン			
18行目	コロン			
20行目	コロン			
21行目	コロン			
22行目	コロン			

		24 行目	コロン
		25 行目	コロン
		26 行目	コロン
		28 行目	コロン
		34 行目	コロン
		39 行目	コロン
	4	4 行目	コロン
		6 行目	コロン
		7 行目	コロン
		10 行目	全部

別紙

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年3月26日	警察署等の再編についての会議の議事録

(2) 本件処分の内容

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
令和元年9月12日 付け警察運営イノベーション推進室プロジェクトチーム「組織基盤強化対策部会」の開催結果について	作成者の氏名及び 印影	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影が記録されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため。</p>
	その他のマスキング部分	<p>条例第7条第5号に該当</p> <p>当該部分には、警察による留置業務、捜査活動及び警備活動に係る体制に関する情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、留置業務、捜査活動及び警備活動に対する対策が講じられるなど、犯罪の予防及び捜査活動その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
		<p>条例第7条第6号に該当</p> <p>当該部分には、組織基盤強化対策に係る審議及び検討に関する情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後の同種審議、検討等に係る率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。</p>

<p>令和元年 10 月 17 日付け警察運営イノベーション推進室プロジェクトチーム「組織基盤強化対策部会」の開催結果について</p>	<p>作成者の氏名及び印影</p>	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影が記録されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため。</p>
	<p>その他のマスキング部分</p>	<p>条例第 7 条第 5 号に該当 当該部分には、警察による留置業務、捜査活動及び警備活動に係る体制に関する情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、留置業務、捜査活動及び警備活動に対する対策が講じられるなど、犯罪の予防及び捜査活動その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
		<p>条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、組織基盤強化対策に係る審議及び検討に関する情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後の同種審議、検討等に係る率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。</p>
<p>令和元年 12 月 18 日付け警察運営イノベーション推進室プロジェクトチーム「組織基盤強化対策部会」の開催結果について</p>	<p>作成者の氏名及び印影</p>	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影が記録されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため。</p>
	<p>その他のマスキング部分</p>	<p>条例第 7 条第 5 号に該当 当該部分には、警察による留置業務、捜査活動及び警備活動に係る体制に関する情報が記載されており、これらの情報を公にするこ</p>

		<p>とにより、留置業務、捜査活動及び警備活動に対する対策が講じられるなど、犯罪の予防及び捜査活動その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第6号に該当</p> <p>当該部分には、組織基盤強化対策に係る審議及び検討に関する情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後の同種審議、検討等に係る率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。</p>
--	--	---